

平成25年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第27号

社会応用情報科学研究センター運営委員会規程

(設置)

第1条 この規定は、社会応用情報科学研究センター規程（平成22年応用情報科学研究科規程第1号）第7条第1項の規程により設置された社会応用情報科学研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、社会応用情報科学研究センター（以下「研究センター」という。）の運営に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究センターの運営方針に関する事項
- (2) 研究センターの活動計画に関する事項
- (3) 研究センターの予算見積り及び執行並びに決算に関する事項
- (4) プロジェクトグループの設置に係る審査に関する事項
- (5) プロジェクトグループの研究成果の評価に関する事項
- (6) 研究センターの広報に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、研究センター長（以下「センター長」という。）が審議の必要性を認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 研究ディレクター
- (3) 前2号に掲げる者のほか、その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、運営委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第7条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。